

10月1日から老人保健医療受給者および前期高齢者の負担割合などが変わります

〔注〕70歳になったら前期高齢者に、75歳(一定の障害がある場合は65歳)になったら老人保健医療受給者になります。

1 負担割合の引き上げ

2割負担の方は、3割負担となります。(1割負担の方の変更はありません。)

2 1カ月(同じ病院等)の自己負担限度額の引き上げ

(低所得者の方は、変更ありません。)

	負担割合	自己負担限度額	
		外来の場合 (個人ごとに計算)	入院を含む同一世帯に属する老人保健受給者の方全員 (または前期高齢者の方全員)の一部負担金の合計額(注3)
(注1) 一定以上所得者の方 (この制度上での表現です。)	2割	40,200円	72,300円 + 361,500円を超えた医療費の1% (注2)
	3割	44,400円	80,100円 + 267,000円を超えた医療費の1%
平成18年10月1日より下記のとおりとなります。			
一般の方	1割	12,000円	40,200円 平成18年10月1日より 44,400円
低所得の方 (市民税非課税世帯に属する方)	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

(注1) 「一定以上所得者」の方でも、自己負担限度額が「一般の方」の適用となる場合があります。

(注2) 過去1年間に4回以上対象となる場合は、4回目以降は、40,200円(10月からは、44,400円)となります。

(注3) 同一世帯にいる70歳未満の人の自己負担(21,000円以上の自己負担)を合算できる場合があります。

※減額認定証の交付は申請が必要です。…申請月の初日から有効となります。

入院時に医療機関等にご提示いただく「老人医療(または前期高齢者)の限度額適用・標準負担額減額認定証」は、毎年8月に更新となります。引き続き、または新たに交付を受けるには申請が必要です。

この減額認定は、老人保健医療受給者(または前期高齢者)で、市民税非課税の世帯に属する方が対象となり、入院時の一部負担金及び食事代の減額の適用を受けることができます。

問い合わせ 加東市市民課(滝野庁舎) ☎48-3004

～旧社町地域のみなさまへ～

まちを美しくする運動の実施について

平成18年度 第2回統一実施日 9月10日(日)<予備日17日(日)>

快適な生活を営むためには、豊かな心と快適な環境が必要です。
9月に「まちを美しくする運動」(クリーンキャンペーン)を実施します。
みんなで協力し、住みよい環境をつくりましょう。

※旧滝野町、旧東条町のみなさまは、地区で決められた日に実施してください。

推進団体：区長会・保健衛生推進協議会ほか

問い合わせ 加東市生活課(滝野庁舎) ☎48-3528

燃やせるごみ収集日 変更のお知らせ

9月18日(月)は休日のため、
【月・木曜日】の収集地区は、
9月19日(火)に変更して
収集いたします。

